

浦添市行財政集中改革プラン 進ちよく状況

浦添市では、平成17年度から平成21年度までの5年間で、43項目にわたる事務事業の再編・整理等を進めることを目標とした「浦添市行財政集中改革プラン」を策定し、平成18年7月号で具体的施策の基本的な考え方をお知らせしてきました。今回は、平成19年度末現在の主たる項目の進ちよく状況をお知らせします。

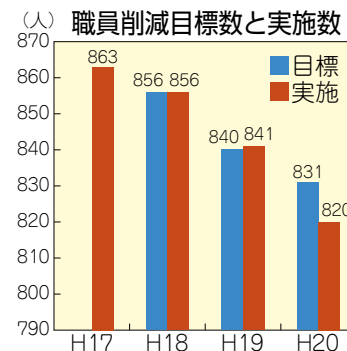
平成19年度までの進ちよく状況は、実施予定項目35項目のうち29項目が実施済み及び実施中となり、項目での達成率は82.9%となっております。効果額での進ちよく状況は、平成19年度までの目標額22億1,442万円に対し、実績では26億8,765万円で、約121%の達成率となっております。

1. 定員管理の適正化

平成22年4月1日までに6.4%の職員数の削減

	数値目標	進捗状況
	H17 4.1 863人	△6.4% △55人
	H22 4.1 808人	
H18	856人	△7人
H19	841人	△15人
H20	820人	△21人
合計	削減数	△43人
	純減率	△5.0%

※いずれも4月1日現在



平成20年4月1日までの年度毎の削減目標数は、左図に示すように達成され、これまでに職員数（特別職は除く）43人を削減したことにより約5億5,787万円の効果額が得られました。

2. 諸手当等の見直し

平成17年度に通勤手当の見直しを行ったことにより、平成19年度までに約1億4,870万円の効果額が得られました。

また、平成19年度には管理職手当も見直しをしたことで、約377万円の効果額が得られました。

その他の手当見直しや給与制度見直しを含めると全体で約1億8,468万円の効果が得られました。

3. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

民間委託等は、より一層市民サービスの向上と行政コストの削減が期待され、これまでも施設管理や多くの事務事業について積極的に推進してきました。

本プランにおいても、平成17年度に策定された「指定管理者制度導入の指針」を踏まえ12項目にわたり、民間委託あるいは指定管理者制度の導入を図っていくこととしております。

平成19年度末までに、主に次の項目を含む9項目で民間委託、委託業務の見直し、あるいは指定管理者制度の導入等を図りました。

- リサイクルプラザ業務を民間委託
平成17年度実施
効果額 799万円
- 都市公園管理に指定管理者制度を導入



▲指定管理者を導入した浦添市てだこホール

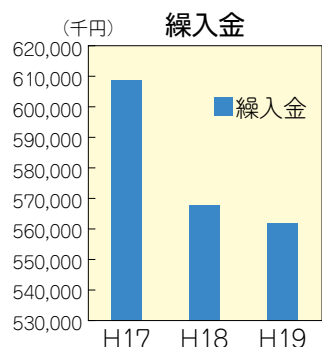
- 平成18年度実施
効果額 203万円
- 保育所（↑力所）を民営化
平成19年度実施
効果額 5,796万円
- てだこホールに指定管理者制度を導入
平成19年度実施
効果額 2,736万円
- 市営住宅に管理代行制度を導入
平成19年度実施
効果額 212万円

4. 公営企業・第三セクターの見直し

本市における公営企業としては、水道事業と下水道事業があります。

いずれの事業も公共性の高い重要な公共サービスとして健全な企業運営に努めてきたところですが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金があり、経営健全化に向けたより一層の取り組みが求められています。

平成17年度においては下水道事業の一般会計からの繰入金は約6億9百万円でしたが、平成19年度は5億6千2百万円と約4千7百万円の削減を図りました。



水道事業においては、施設の維持補修や配水池の建設等、中・長期的な財政計画を踏まえた経営健全化の取り組みが重要になります。

このことから、事務事業の見直しや民間委託の推進等により、定員管理の適正化を図ることとし、平成19年度においては下水道事業管理者の事務量を精査し、下水道事業管理者を廃止しました。

効果額 1,088万円

また、本市の第三セクターとしては、いずれも市が100%出資し、設置した浦添市土地開発公社（特殊法人）と浦添市公共施設管理公社（民法人）があります。

これらの主な設置目的は、土地開発公社が「地価高騰の財政的負担による公共用地の取得の困難性を円滑に推進するため」、公共施設管理公社が「公共施設の効果的な管理を図ること」とありましたが、社会経済の変化や市民ニーズの多様化、行政事務の変化等により、必ずしも初期の目的が達成されず、抜本的な経営改善策が求められていました。

特に、公共施設管理公社については、これまで公共的団体等に限定して認められていた公共施設の管理委託が、法律改正に伴い民間事業所等まで拡大されたことにより、より競争力が求められ、きわめて厳しい経営が予測されてい

5. 市税徴収率の向上

市税徴収率
県内11市の中で3年連続トップ

効果額 4,914万円

また、
そこで、公社の経営全般について見直しを行い、経営状況が厳しい公共施設管理公社については、平成18年度に解散という法的整理を行いました。

進捗状況(実績)		(千円)
H17	徴収率	90.9%
	効果額	132,218
H18	徴収率	91.9%
	効果額	259,690
H19	徴収率	93.6%
	効果額	504,618
合計	効果額	896,526

数値目標			(千円)
H17	徴収率	90.6%	
	効果額	83,955	
H18	徴収率	90.6%	
	効果額	83,955	
H19	徴収率	90.6%	
	効果額	83,955	
合計	効果額	251,865	



徴収率増の主な要因は市民の納税への理解と協力及び積極的な滞納処分の実施があげられます。

特徴的な滞納処分としては、滞納し続ける市税滞納者に対して、平成19年4月から所有している普通自動車・軽自動車（原動機付自転車も含む）を差し押さえた上で国税徴収法第71条の5に基づき、写真（いずれも職員所有の車を利用したの例示）のとおり車輪止め（タイヤロック）を行うとともに、同年7月からは市税滞納者から差し押さえた動産（提供されたものを含む）を県内自治体では初の取り組みとなるインターネットシステムを利用しての公売を始めた。



▲例1（普通自動車の場合）



▲例2（原付自転車の場合）

今回は、主たる項目を抜粋して掲載しています。
全項目については、3月末に左記ホームページにて公表しますのでそちらをご覧ください。

<http://www.city.urasoelg.jp>

問い合わせ
行政改革推進室
☎876-1234
(内線2410～2412)